

平成19年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（11名）

1 番	佐藤克司	2 番	前田俊雄
4 番	大久保福義	5 番	津留渉
6 番	村山正美	7 番	塚本良治
8 番	柴田英明	9 番	江頭大助
10 番	武末哲治	11 番	津口勝也
12 番	後藤秀記		

2. 欠席議員（1名）

3 番 万野勝徳

3. 説明のために出席した者の職氏名（13名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	後藤良助
企業長	川原康義	事務局長	川添正治
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	磯田慶二	営業課長	山崎巖
工務課長	築地陽	建設一課長	石橋博
建設二課長	古賀文彦	浄水課長	八尋正廣
那珂川出張所 所長	佐伯久典		

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 櫻井隆司 書記 中島勝巳

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第3号の上程、提案理由の説明
日程第4 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）
議案第2号 平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案
議案第3号 福岡地区水道企業団規約の変更について
議員提出議案第1号 春日那珂川水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

議員提出議案第2号 春日那珂川水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

開会 14時15分

○佐藤議長 本日は、万野議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12番後藤議員、2番前田議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第3号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成19年第1回春日那珂川水道企業団定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

昨年11月の汚職事件は、地域住民からの信用を失墜させ、議員各位を初め、両構成団体並びに関係機関に多大の御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今回の事件は、まさに公務員としての倫理観の欠如、加えて職員に対する管理監督の不行き届きの結果であり、まことに慚愧に堪えないものがあります。

今後、このような不祥事を二度と起こさないように、職員一丸となって汚職防止の行動や対策に取り組まねばなりません。取り組みの第1として、改めて職員に公務員としての職業倫理の厳しさを認識させるべく、内部研修を初め、外部講師を招聘しての専門研修の実施といった研修の充実強化を図ってまいります。第2に、契約事務の改革として入札及び業者選定方法の見直し、第3には出納事務システムの改善によるチェック機能の強化、第4といたしまして服務規律の確保といった観点から、サービスの根本基準である職務専念義

務の強化に努めてまいります。

このような取り組みに加え、私たちは18年度の不祥事の反省の上に立って、19年度は新たな施策に向けて行動の第一歩を踏み出さねばならないと考えております。まず初めに、業務の緊密な連携、事務の流れの円滑化を図るため、課の統合を視野に入れた組織改革等、さらには従来からの懸案でありました危機管理対策、また水道未加入者への利用促進を図るため、給水推進対策について係を増設し、それぞれに対策本部を設け対処してまいります。議員各位におかれましては、何とぞ御理解、御協力、御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提出の議案について御説明申し上げます。

議案第1号春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案でございますが、収益的収入及び支出について、料金収入の減等によりまして、収入で1,600万円の減となりましたが、支出面では経費の節減等をいたしました結果、5,300万円余の減額を行っております。

また、資本的収入及び支出において、収入で2,900万円余の減、支出で1億6,600万円余の減を行っております。

次に、議案第2号平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案であります。

平成19年度の予算総額は、収益的収入において、収入予算額として水道料金を含み26億9,200万円余を、支出予算は25億400万円余を計上いたしております。税抜きの当年度純利益といたしまして1億4,400万円余となっております。

一方、資本的収入及び支出において、収入予算額で6億3,200万円余を、支出予算額は14億8,900万円余を計上いたしております。19年度は原町浄水場に排水処理施設として、排泥池の築造に着手いたします。

次に、議案第3号福岡地区水道企業団規約の変更についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、福岡地区水道企業団規約に変更の必要が生じたことから議会にお諮りするものでございます。

以上3議案は、水道事業運営上極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

なお、議案内容の詳細につきましては、経理課長より補足説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤議長 松永経理課長。

○松永経理課長 補足説明を行います。

まず、議案第1号平成18年度補正予算案についてでございますが、説明については、議案第1号説明資料という赤いインデックスがついておりますページをお開きください。

A3の折り畳んでおりますページでございます。既決予算、今回の補正額、補正後の予算を記しております。

まず、上段の収益的収入支出でございます。左側の収入をごらんください。

水道事業収益の補正は1,600万円の減額を行い、補正後26億7,814万4,000円となります。その内容は、営業収益の1目給水収益において1,900万円の減額を行うもので、この給水収益は水道料金収入であります。料金収入は1年を6期2カ月ごとに分け調定をいたしておりますが、予算に対しまして1期分、3、4月使用分は予算を上回っておったものの、2期から4期までが合計で2,500万円ほど下回っております。これは、夏場の水需要の多い時期に天候が悪いが続いたり、予測しておりました人口が思うほど伸びないなどの理由で減少したことが要因と見ております。

また、営業外収益のその他営業外収益において300万円の増額の補正を行うものでございますが、これは資金運用によって受取利息の収入額が多く見込まれることから補正を行うものでございます。

右欄の方をごらんください。

水道事業費用でございます。5,309万円の減額をいたし、25億6,994万6,000円と補正後の数字となります。

まず、内容ですが、営業費用において1目原水及び浄水費1,105万円の減でございます。内容といたしましては、委託料、動力費、薬品費などに不用額が生じたため減額を行うものでございます。委託内容の見直し、電力契約の見直し等を行っております。

2目配水及び給水費において480万円の減額を計上いたしておりますが、これは動力費、材料費に不用額が見込まれることから減額するものでございます。増圧ポンプの稼働方法を見直し、電力料の節減をいたしております。

3目業務費については570万円の減となっております。内容といたしましては、印刷製本費、通信運搬費、委託料などに不用が生じ減額するものでございます。

4目総係費においては3,917万円の減額補正を見ております。内容といたしましては、人件費において職員数減に伴う不用などのため約2,700万円の減、ほかに委託料など不用が見込まれることから減額するものでございます。

9目資産減耗費において470万円の減を計上いたしておりますが、これは予定されておりました管工事が見送られたことで除却の必要がなくなり、不用額が生じたものでございます。

営業外費用において、2目支払利息82万円の減額。これは、企業債の支払利息に不用が生じたものでございます。

4目消費税及び地方消費税において1,315万円の増額の補正を行うものですが、収入の減補正はあるものの、支出の方を大きく減額したことから納税額が多く見積もられ、補正の必要が生じたものです。

この補正を行うことで、収益的収支の結果は1億819万8,000円の利益となり、税抜き後の当年度純利益は9,203万7,000円となります。

下段をごらんください。

資本的収入支出でございませう。

まず、資本的収入でございませうが、全体で2,912万円の減額補正でございませう。内容としていたしまして、企業債において5,000万円の減、これは当初配水管の布設替工事の財源として企業債2億5,000万円を見込んでおったのですが、幾つかの工事が今年度は行われないうこととなったので、借入額を減額したものでございませう。工事負担金につきましては、開発を伴う工事を施行するに当たり、開発業者から管布設に伴う負担金収入が見込まれることなどから、1,900万円の増額補正を行うものです。国庫補助金において、五ヶ山ダム建設の事業主体であります福岡県が、今年度事業を追加することとなったため、利水者である当企業団も追加の補助を受けることとなったため、94万円の増額の補正を行うものでございませう。出資金につきましても、同様の理由によりまして春日市、那珂川町から一般会計出資金として受け入れる額に補正する必要が生じたものでございませう。

対しまして、資本的支出でございませうが1億6,624万4,000円の減額を予定いたしております。まず、建設改良費の水源浄水場施設整備費において700万円の減額の補正を行うこととしておりますが、人件費、委託料に不用額が生じたため減額するものでございませう。

次に、配水施設整備費において1億6,310万円の減額の補正を計上いたしております。この内容は、県の道路改良に伴う布設替工事を予定いたしておりましたが、用地の買収が進まず、今年度は施行できないこととなったため、また入札の残などの理由によりまして減額の必要が生じたものでございませう。

次に、五ヶ山ダム建設事業費において、収入の方でも申しましたように、県の事業追加に伴い建設負担金に補正の必要が生じたものでございませう。国庫補助金返還金につきましては、平成17年度に収入いたしました国庫補助金の消費税相当分を国に返還するために補正を行うものでございませう。

結果、資本的収支の不足額は5億7,622万3,000円となり、内部留保資金等で補てんいたします。

次に、議案第1号と書かれました一番上のインデックスの3ページの方をごらんください。

議案第1号の3ページでございます。第7条に債務負担行為を記しております。今回予算におきまして、債務負担行為を追加いたしております。観晴ヶ丘地内送水管布設工事、1工区、2工区を平成18年、19年で施行することといたしております。そのため、限度額を定めここに記しております。

以上が議案第1号の補足説明でございます。

次に、議案第2号の補足説明を行います。

議案第2号の補足説明は、やはり赤いインデックスがついております議案第2号説明資料というページをお開きください。

こちらの1ページ、やはりA3で見開きの大きなページになっております。こちらの方をごらんください。

まず、上の段の方からでございます。平成19年度の水道事業収益は26億9,288万7,000円となりまして、平成18年度と比較いたしますと125万7,000円の減となっております。内容といたしまして、営業収益の給水収益において24億7,825万1,000円の予算を計上いたしており、平成18年度予算と比較しますと減少いたしておりますが、平成18年度は補正において減額を予定しており、決算見込み額と比較いたしますと若干の増収となっているところでございます。

その他営業外収益1億2,266万2,000円。これは、主なものとして春日市、那珂川町の下水道使用料の収納委託料でございます。

営業外収益負担金8,157万7,000円。これは、春日市、那珂川町から福岡地区水道企業団へ出資繰り出されるものを一たん当企業団で収入として受け入れるものでございます。

その他営業外収益1,039万7,000円。主なものといたしましては、資金運用によります受取利息でございます。

対しまして、水道事業費用でございますが、平成19年度予算額は25億424万7,000円となっております。内訳といたしまして、まず営業費用ですが、各課の主な業務とあわせて説明をいたします。

1目原水及び浄水費3億1,888万7,000円。これは浄水課の費用となります。浄水場の維持管理費でございます。主なものとしては、浄水場の運転委託料、水質検査料、動力費、修繕費などがございます。

2目配水及び給水費1億3,338万8,000円。これは工務課の費用でございます。漏水修理に関する費用、メーターの取りかえ、マッピングシステム、増圧ポンプ関連の費用な

ど、給配水管の維持管理に係る費用となります。

3目業務費6,137万9,000円。これは料金の賦課徴収に係ります費用で、営業課那珂川出張所の所管となります。メーター検針委託料、各種料金に係るシステムの関連費用でございます。

4目総係費5億3,778万円。この中には企業長を含みます損益勘定支弁職員47名分の人件費4億5,500万円余と総務課、企画課、経理課に係る費用が入っております。旅費、研修費、広報に係る費用、庁舎管理費などがございます。

5目議会費、6目監査費でございます。

7目受水費3億6,077万8,000円。これは福岡地区水道企業団から受水します費用ですが、1日最大7,800立米、年間で約270万立米弱を受水する予定で、年間配水量の約20%を占めます。

減価償却費6億9,998万6,000円、資産減耗費1,435万5,000円でございます。

営業外費用、負担金は収入で申しました構成団体からの一たん受け入れました福岡地区への出資繰出金を支出するものでございます。

2目支払利息2億3,791万6,000円。企業債の支払利息でございます。

3目雑支出、4目消費税でございます。

収益的収支の差し引き額は1億8,864万円となり、税抜き後の当年度純利益は1億4,474万9,000円を見込んでおります。

下段に移ります。

資本的収支でございます。

資本的収入の予算額は6億3,226万5,000円。内訳といたしまして企業債4億円、これは水源浄水場施設整備費に2億円、配水施設整備費に2億円を充てる予定でございます。工事負担金1億7,261万9,000円、新しく水道を取られる方にお支払いいただく加入負担金1億3,000万円余、また新設、移設の工事負担金3,800万円余でございます。国庫補助金2,982万3,000円、これは五ヶ山ダム建設に係る国庫補助金でございます。出資金、同額の2,982万3,000円、これも同様に構成団体から当企業団への五ヶ山ダム建設に伴うものでございます。

資本的支出でございます。資本的支出の予算額は14億8,949万5,000円となっております。

建設改良費の1目水源浄水場施設整備費において4億1,926万7,000円を計上いたしております。その主なものといたしましては、原町浄水場の改良事業費といたしまして3億6,000万円余を計上いたしております。以前より、原町浄水場は老朽化による施設の更新

が急務であり、いろいろと検討を続けてまいりました。また、水源の春日貯水池につきましても、富栄養化が進み水質が懸念されており、今年度実施設計を行い、いよいよ19年度から工事に着手してまいります。まず、第1期工事として19、20年度で排水処理施設、これは捨てる方の水の排水処理でございます、原水からろ過しました残りの水を処理する施設を建設いたします。予算の方で20年度までの債務負担行為として限度額を設定いたしております。

2目配水施設整備費において5億8,560万4,000円を予算として計上いたしております。19年度におきましても、老朽管の更新、道路改良に伴う布設替、未布設地区解消のための新設管布設工事、合わせて18件、約5,500メートルの布設工事を予定いたしております。

3目五ヶ山ダム建設事業費1億1,018万3,000円。建設の負担金として9,400万円余、水源地域の負担金として1,500万円余を予算として計上いたしております。

次に、企業債償還金3億6,863万円でございます。

結果、資本的収支の差し引き額は8億5,723万円が不足することとなり、内部留保資金等で補てんする予定です。

2ページをお開きください。

業務量でございます。平成19年度予算の業務量といたしまして、給水人口は14万7,878人を見込んでおります。有収水量1,251万6,529立米、配水量1,344万563立米を見込んでおります。結果、有収率は93%となります。1立米当たりの平均売上単価であります供給単価は188円57銭となり、1立米当たりの平均製造単価である給水原価は193円70銭となります。毎年申しておりますが、この原価には福岡地区への負担金なども含まれており、純粋な給水原価といたしましては177円01銭となります。

3ページをお願いいたします。

企業債の概要でございます。平成17年度末決算において81億5,220万4,000円余であった企業債残高でございますが、19年度末の見込みといたしましては80億3,600万円余を見込んでおります。

下段の方には、借入先利率別の分布状況を記しております。当企業団には、まだ高利率のものが3億円以上ございます。借換繰上償還など条件が合う制度であれば、積極的にこれに取り組んでまいりたいと考えております。

4ページからは、予算の中で説明いたしました各課の概要及び節別明細書をつけております。

続きまして、議案第3号でございます。

地方自治法が一部改正されたことによりまして、吏員制度が廃止されたことに伴い、福

岡地区水道企業団の規約を変更する必要性が生じております。そのため議案として提出するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○佐藤議長 提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

では次に、今次定例会に議員提出議案が2件提出されております。

日程第4、議員提出議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

村山議員。

○村山議員 議会運営委員長の村山でございます。

議員提出議案第1号の提案を行います。

春日那珂川水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の議案でございます。提出者は私、村山正美、賛成者は水道企業団江頭大助議員、同じく津留渉議員、同じく前田俊雄議員でございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、議会制度が見直されたことに伴い、春日那珂川水道企業団議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。これが条例案を提出する理由であります。

内容については、関連資料の方で説明させていただきます。

議員提出議案第1号関連資料を開いていただきたいと思います。

左側に新、右側に旧を掲載しております。

第4条につきましては、地方自治法の改正により、議会運営委員及び特別委員の選任は議長の指名によることとなったことによる改正でございます。

第18条につきましては、用語の整理を行うための改正でございます。

第26条につきましては、地方自治法の改正により、会議録の電磁的記録が可能となったことによる改正でございます。

続きまして、議員提出議案第2号は、春日那珂川水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則の制定の議案でございます。

地方自治法の一部改正により、議会制度が見直されたことに伴い、春日那珂川水道企業団議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたものでございます。内容については、関連資料の方で説明をさせていただきます。

議員提出議案第2号関連資料を開いていただきたいと思います。

第13条及び第18条につきましては、地方自治法の改正により、委員会の議案提出権が認められたことによる改正でございます。

第36条の2につきましては、委員会の議案提出権が認められたことに伴い、委員会付託の規定を追加したものでございます。

第66条につきましては、地方自治法の改正により、適用条項が第3項から第4項に改正されたことによるものでございます。

第82条及び第84条につきましては、地方自治法の改正により、会議録の電磁的記録が可能となったことによる改正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○佐藤議長 どうもありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。

あすは午後1時から本会議を開きます。ありがとうございました。

散会 14時47分